

7.輸入手続関係

| 事項名(所管省庁) | 番号 | 対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 問題提起者からのコメント | 所管省庁からのコメント | 備考 |
|------------------|---------|---|---------------------------------------|---|--|----|
| 1.通関、防疫、検疫等 | | | | | | |
| (1)処理システム | | | | | | |
| 4 (関税・消費税の納期限延長) | 大 40703 | Sea- NACCSとAir- NACCSの両方に共通して納期限延長のための担保の設定ができるように、平成11年度のSea- NACCSの更改時期に合わせて両システムの改変を行う方向で措置する。 | 左記担保設定が可能となるようなシステム構築等の作業が進められているところ。 | Air- NACCSの更改時期である平成13年2月まで待つことのないよう必ず実施すべき。[東京商工会議所] | 本件に関しては、Air- NACCSの更改に合わせて対応することのないよう引き続き準備作業を進めていく。 | |